



官民による若手研究者発掘支援事業(若サポ)/契約学科型
ディープテック・スタートアップ支援基金/
科学とビジネスの近接化時代の大規模産学連携拠点形成事業
公募説明会

2026年10月

経済産業省 イノベーション・環境局 大学連携推進室
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
フロンティア部

本日の流れ

- 1. 政策に関する説明【METI 大学連携室】（30分）**
- 2. 公募に関する説明【NEDO フロンティア部】（30分）**
- 3. 質疑（30分）**

令和 7 年度補正予算
「科学とビジネスの近接化時代の大規模産学連携拠点形成事業」
及び
令和 8 年度当初予算
「官民による若手研究者発掘支援事業（契約学科型）」
の実施について

【経産省説明】

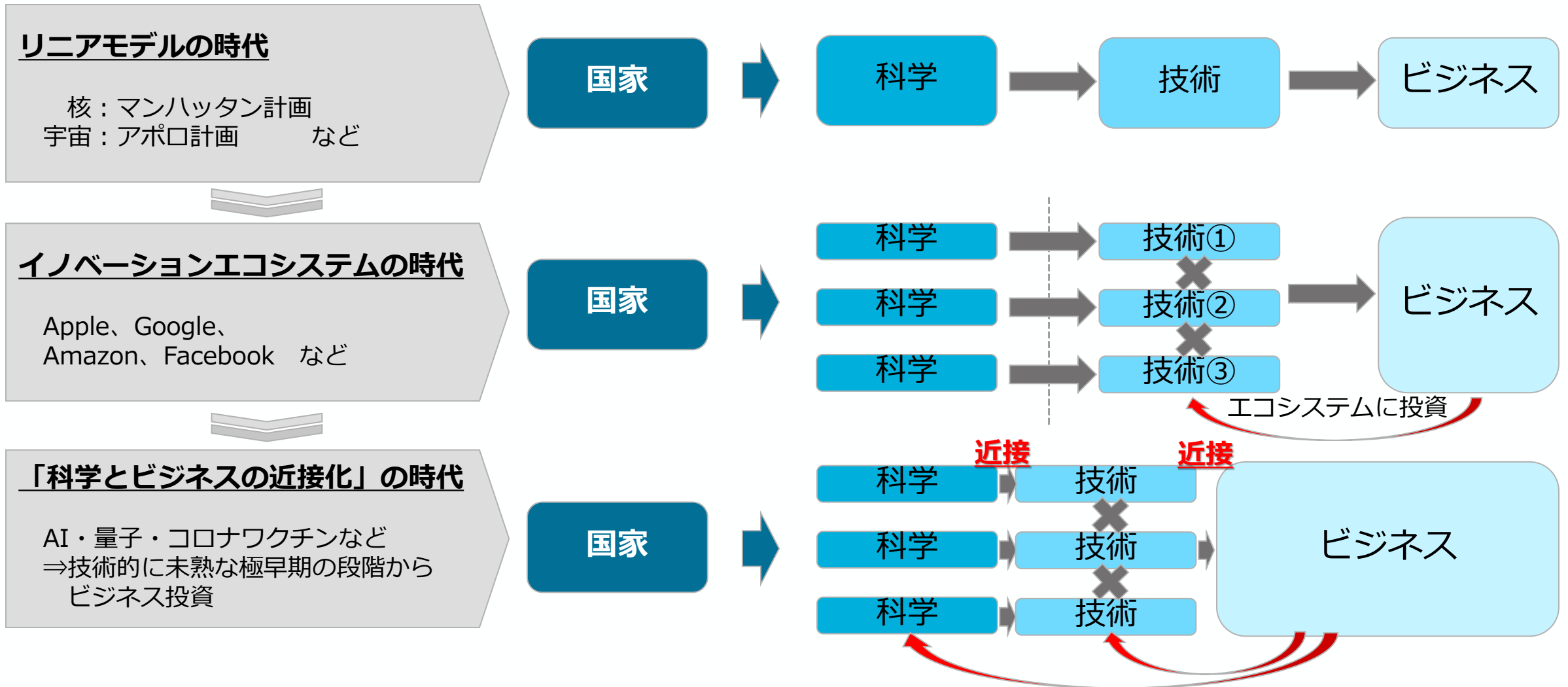
- 1. 検討の背景**
2. 「契約学科」の概要
3. 認定制度について

【NEDO説明】

4. 事業概要
5. 審査プロセス・留意点

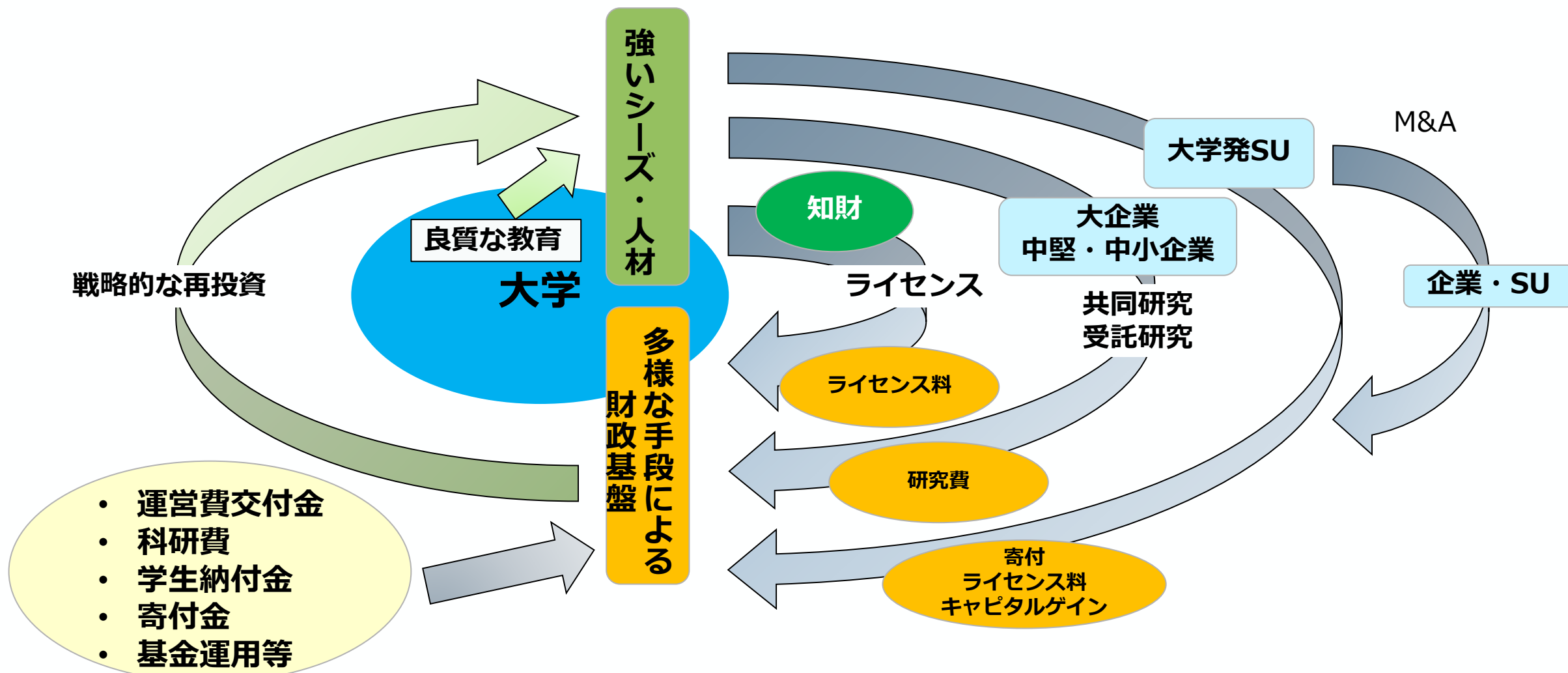
イノベーションモデルの変遷

- 科学とビジネスの近接化により、研究主体が組織内で研究成果を生み出すだけでなく、社会・産業ニーズを基礎研究へ取り込み、研究成果を迅速に事業へつなぎ、社会実装につなげることが求められている。



施策の方向性：世界で競い成長する大学への集中支援

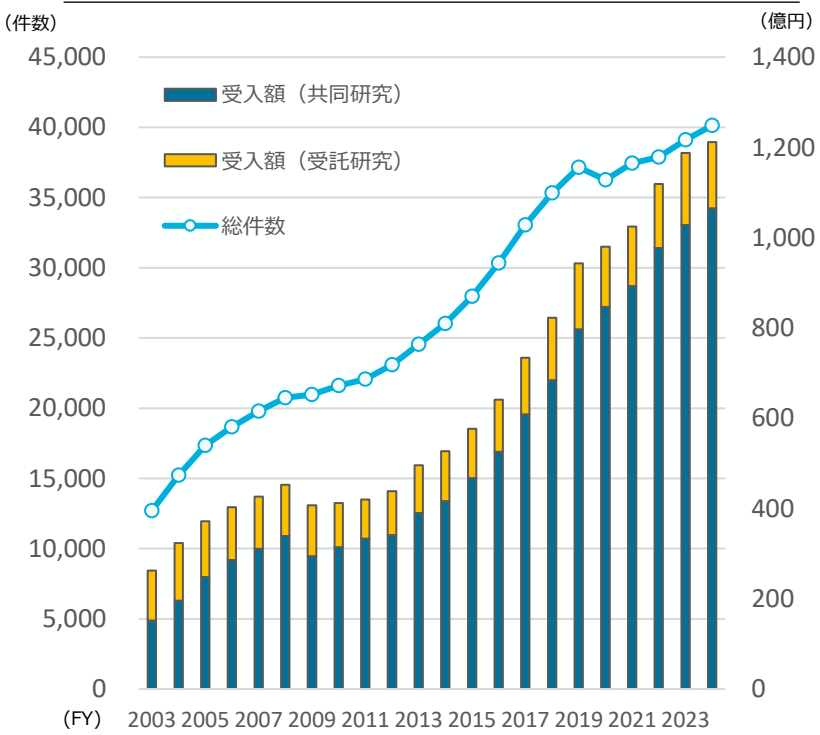
- ・ 文科省と連携し、**産学官連携の大型化・国際化**や**スタートアップの活性化**等を通じ、大学の強いシーズや人材を、社会価値の創造に繋げ、その貢献に応じた収入を、戦略的に次の研究・教育に再投資できる柔軟な経営を目指す。
- ・ 世界で競い成長を目指す大学としての経営を可能にするため、**柔軟な会計制度や大学本部の資金・裁量確保等**に向けて各大学が検討すべき事項への対応方針の提示を行う。また、**海外大学・企業との連携**も推進する。



産学連携の進展と課題

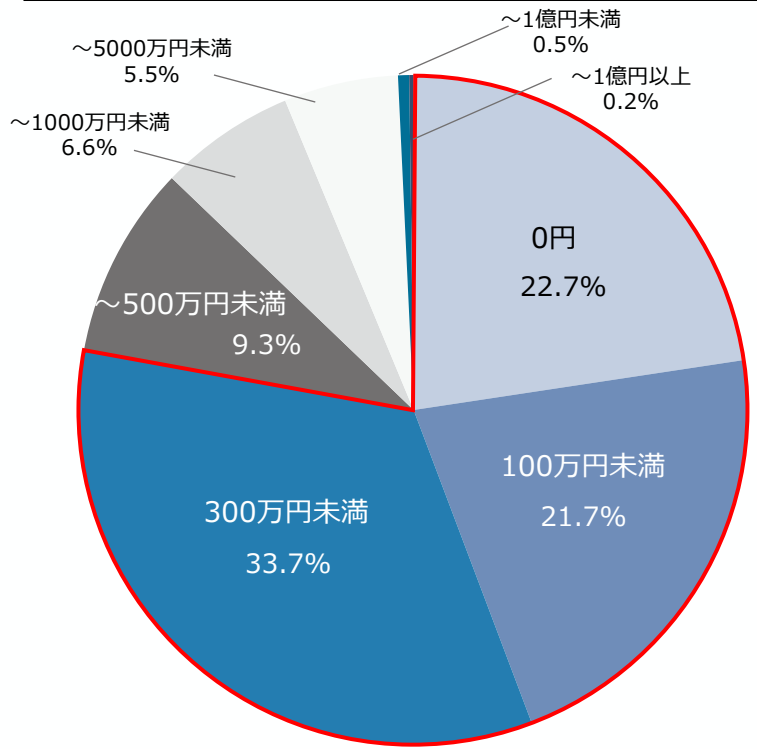
■国内の企業と大学の共同研究は増加傾向も、規模が小さい。

大学と国内民間企業との共同・受託研究実績



(出典) 文部科学省「令和6年度大学等における産学連携等実施状況について」

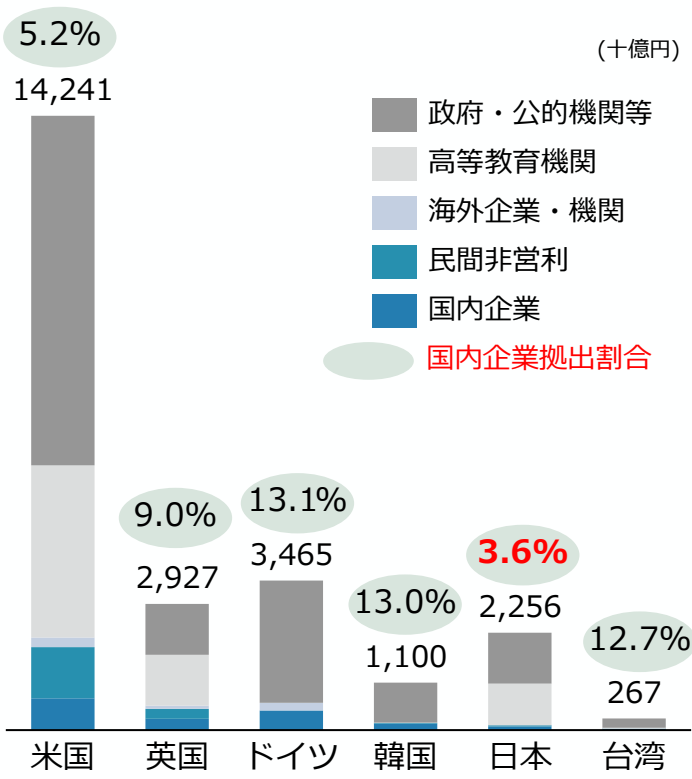
大学等における1件当たり共同研究費



※300万円未満：78.1%

(出典) 文部科学省「令和6年度大学等における産学連携等実施状況について」

高等教育機関のR&D支出および国内企業による拠出割合（2023年）



※R&D出資額は2023年の年間平均TTBレートで円換算
(出典) OECD「Research and Development statistics」

【経産省説明】

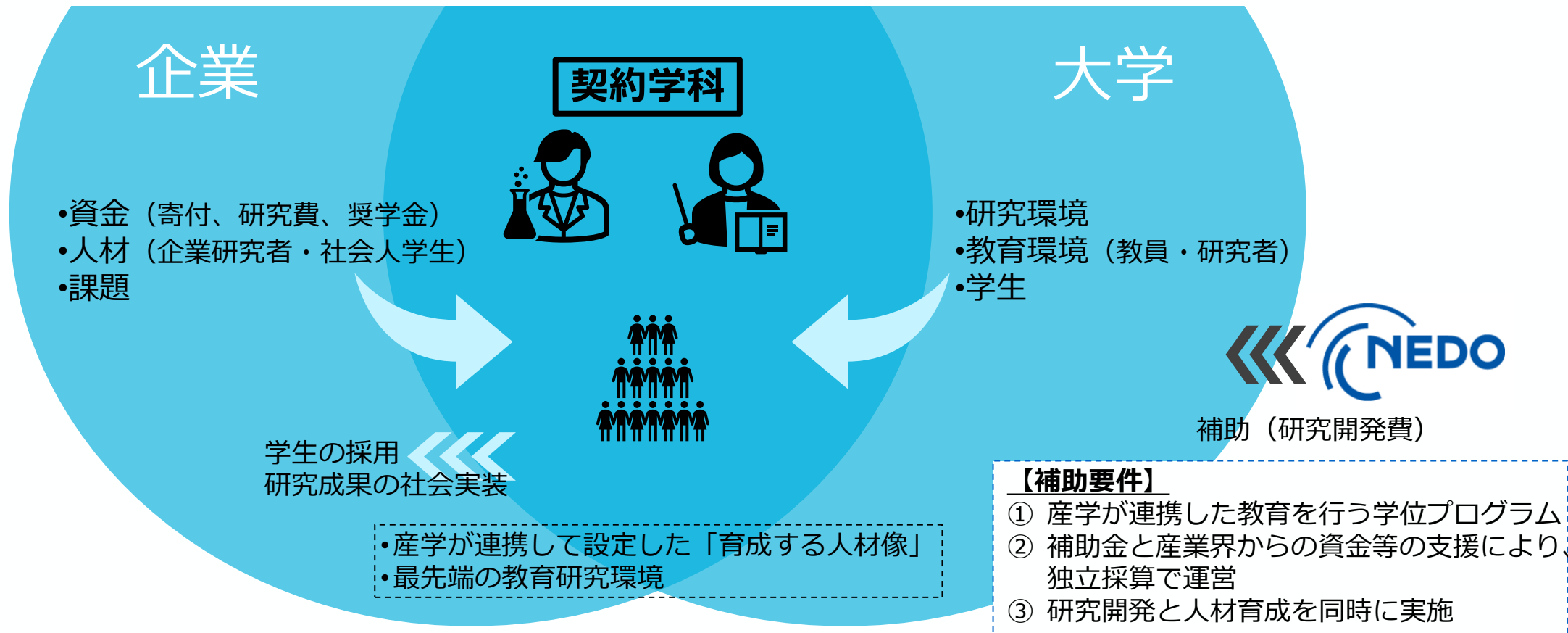
- 1. 検討の背景**
- 2. 「契約学科」の概要**
- 3. 認定制度について**

【NEDO説明】

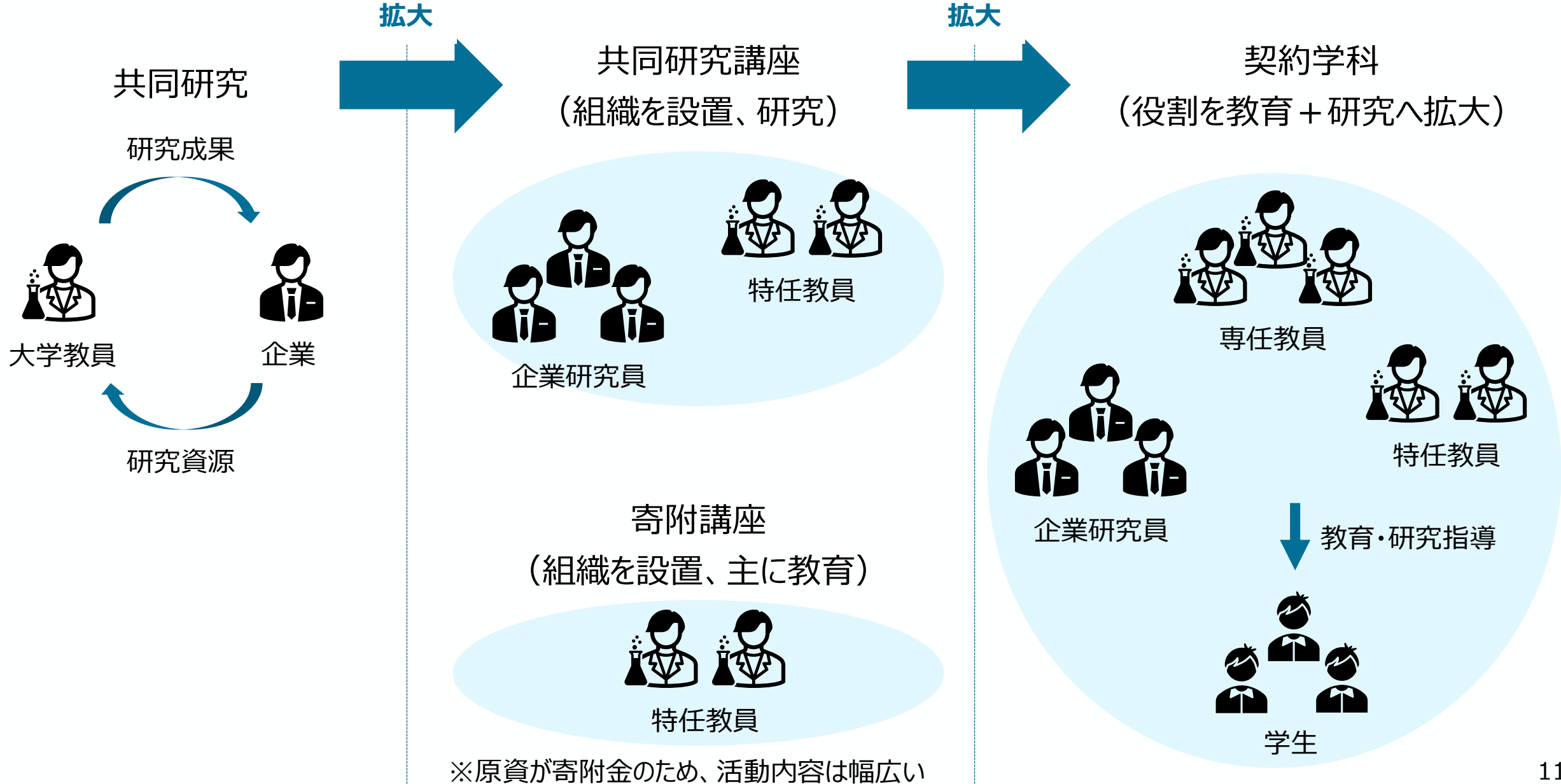
- 4. 補助金について**
- 5. 経費の処理について**

契約学科の概要

- 産業界で活躍できる人材を育成するため、産学が協力して設置・運営する学位の授与を行う教育プログラム。
- 産学が連携して教育カリキュラムを制定。10年以上継続してプログラムを安定的に運営。
- 共同研究費・社員派遣・奨学金などの形で、企業が大学に対し、教育研究のためのリソースを提供。



(参考) 既存の共同研究講座と契約学科の発展イメージ



(参考) 想定される分野の例 (イメージ)

我が国の産業競争力の確保に
重要な技術分野

我が国の産業にとって重要である
ものの、大学では維持が難しく
なっている分野



溶接
原子力工学
送配電
冶金

複数の学問分野にまたがる分野
(異分野融合)

ビジネス化のためには、異分野の
研究成果の融合が必要である
分野



HDD (機械工学×情報工学×
材料工学)
自動運転 (機械工学×電機工
学×情報学)

学問面・産業面の両方で
最先端の分野

国際的に研究競争が発生して
おり、一刻も早いビジネス化が求
められる分野



AI
データサイエンス

契約学科の要件（①学位プログラムの内容）

1. 学位の授与を行う教育プログラム（学位プログラム）であること

- ・産学が連携して「育成する人材像」を定めており、その人材像が、学術的な知識・能力に加え、産業界で活躍するために必要な知識・能力を含むものであること
- ・定められた「育成する人材像」に対応できる学位プログラムであり、産業界や企業の現状・課題を考慮し必要と認められ、その人材像を育成するために適切な教育研究内容・カリキュラムが体系的に整備されていること
- ・学位プログラムに対応する運営体制（大学院の場合は研究科・専攻・コース、大学の場合は学部・学科・コース又は高等専門学校の場合は専攻科）を設置し、学位プログラムを担う専任の教員が配置されていること
- ・学生の卒業・修了後において、想定する進路先について示されていること（連携する企業への就職、関連する企業への就職、想定している業界や企業の特徴など）

2. 産学が連携した教育カリキュラムが制定されていること

- ・産学が、相談・協議し、教育カリキュラムが制定され、関連する取組が整備されていること
- ・連携する企業等から、実務的な教育に必要な教育研究資源が提供されていること

（想定される取組の例）

- ・産学共同研究への学生の参画、共同研究と関連した学位論文の作成
- ・企業等の研究所等における中長期のインターンシップへの参加
- ・海外の事業拠点におけるインターンシップや、研究拠点での研究への参画
- ・企業の社員を、教員・研究員として大学等で受け入れるなどの人事交流の促進や、学位プログラムの学生として受入れ
- ・研究成果を事業化する場合の支援（販路の提供、SU設立時の出資など）
- ・奨学金の創設

契約学科の要件（②設置・運営方法）

1. 産業界と大学等が協力して設置・運営すること

（１）産業界の役割

- ・ 教育研究に必要なリソースを提供し、最先端の教育研究環境の整備を進めること
(例：共同研究や寄附等による教育研究費用の負担、研究施設・設備の寄附、社員を教員・研究員等として派遣、産業界の動向の情報提供 等)

（２）大学等の役割

- ・ 学内のリソースを結集させ、最先端の教育研究環境の整備を進めること
(例：他研究科・学部と連携した教育研究の組成、教員の採用・兼務等による確保、学生定員の確保、入学者の募集、研究施設や研究機器の整備・共用 等)
- ・ 必要な設置認可手続きや届出について、適切な対応が行われること

（３）産業界と大学等の協力

- ・ 産業界からの資金の提供のみにより運営され、大学等の他の教育プログラムと独立していること（補助事業期間中は補助金及び産業界からの資金の提供による運営で可）

2. 中長期的（10年程度）にわたり、継続して設置・運営されること

- ・ 少なくとも10年以上継続して設置・運営されること
- ・ 大学等において、中長期的に優秀な学生を確保し、教育研究環境を提供し、学生を教育する計画が策定されており、その実現可能性が高いこと
- ・ 産業界からのリソースの提供が、教育目標を達成するために合理的であり、かつ、中長期的に教育プログラムを運営するために十分であること

関連予算について

1. 科学とビジネスの近接化時代の大規模産学連携拠点形成事業（令和7年度補正予算 103億円）

- 大学等が、企業から大規模な投資を呼び込み、ディープテックスタートアップ創出と産学連携推進のため、**科学技術・資金・人材が集結・循環する産学連携拠点を形成**することを支援するため、**研究開発や人材育成（契約学科の設置を含む）**を行うものに対し、**研究開発費用（施設整備を含む）を一部補助**。（※契約学科を設置する取組には審査で加点）
 - ✓ 補助金額：①国家戦略技術領域：**補助上限25億円**（補助率2／3）
②地域産業技術領域：**補助上限10億円**（補助率2／3）
 - ✓ 事業期間：最大3年間
 - ✓ 採択予定件数：**8件程度**

2. 官民による若手研究者発掘支援事業（若サポ）－契約学科型－（令和8年度当初予算 14億円の内数）

- 産業界のニーズを踏まえた**研究人材の育成**に向け、大学等が企業とともに産学連携による**研究開発を行うとともに、学位プログラム（契約学科）を設置・運営**するものに対し、**研究開発費用を一部補助**。
 - ✓ 補助金額：**1億円以内／年**（補助率2／3）
 - ✓ 事業期間：最大6年間
 - ✓ 採択予定件数：**5件程度**



2事業同時に公募を行い、一体的に審査を実施。（公募期間：令和8年3月31日～5月11日）
応募状況：**①令和7年度補正予算：17件 ②令和8年度当初予算：7件**

科学とビジネスの近接化時代の大規模産学連携拠点形成事業

イノベーション・環境局
大学連携推進室

令和7年度補正予算額 **103億円**

事業の内容

事業目的

科学とビジネスが近接化する時代において、成長産業を創出するためには、イノベーションに不可欠な“知の源泉”である大学等と産業界が連携し、研究成果の実装化・人材育成に取り組むことが重要です。

本事業により、大学等と産業界が連携した大型の研究開発プロジェクト等を後押しし、産業界のコミットの引き上げや大学改革等によって産学連携を次なるステージに進め、科学技術・資金・人材が集結・循環するイノベーション・エコシステムの形成を目指します。

事業概要

国家として重要な技術領域（①）や地域の産業特性を生かす技術領域（②）において、大学等が、企業から大規模な投資を呼び込むことを要件（※）として、スタートアップ創出等による事業化に向けて、施設整備や人材育成を伴う研究開発（最大3年間）を行う場合の費用を一部補助します。

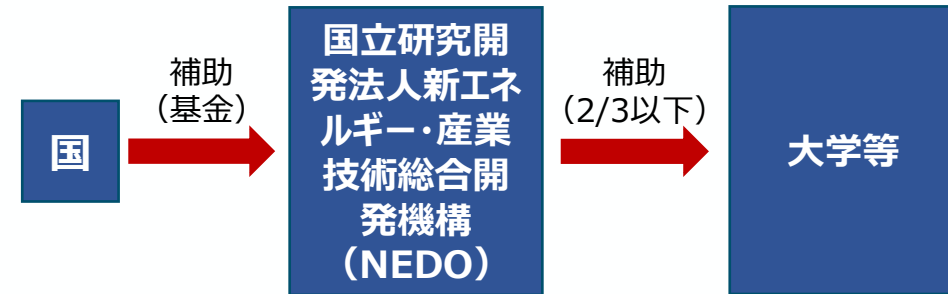
【事業規模下限額・補助上限額】

①国家戦略技術領域：事業規模15億円以上、補助上限25億円

②地域産業技術領域：事業規模7.5億円以上、補助上限10億円

（※）要件を満たさない場合は、未達率に応じ国庫納付を求める場合がある。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

令和14年度までに、

- ・全国各地域ブロック及び主要な重要技術領域において、産学連携プロジェクトを創出する。
- ・採択大学拠点の大学発ディープテックスタートアップ創出実績を2倍以上にする。
- ・民間企業等から採択大学等に対する投資額を50億円以上増加させる。

官民による若手研究者発掘支援事業

イノベーション・環境局
大学連携推進室

令和8年度予算 **14億円** （令和7年度予算額 10億円）

事業目的・概要

事業目的

我が国の産学連携においては、産業界から大学への投資が諸外国に比べて非常に少なく、オープンイノベーションが進んでいない現状にある。また、大学の研究力は低下傾向にあり、特にイノベーション創出の重要な担い手である若手研究者の研究力向上は喫緊の課題。そこで、官民が協調して有望な研究シーズを持つ若手研究者を発掘し産学連携への支援を行うことで、中長期的に破壊的イノベーションにつながるシーズ創出を促進する。

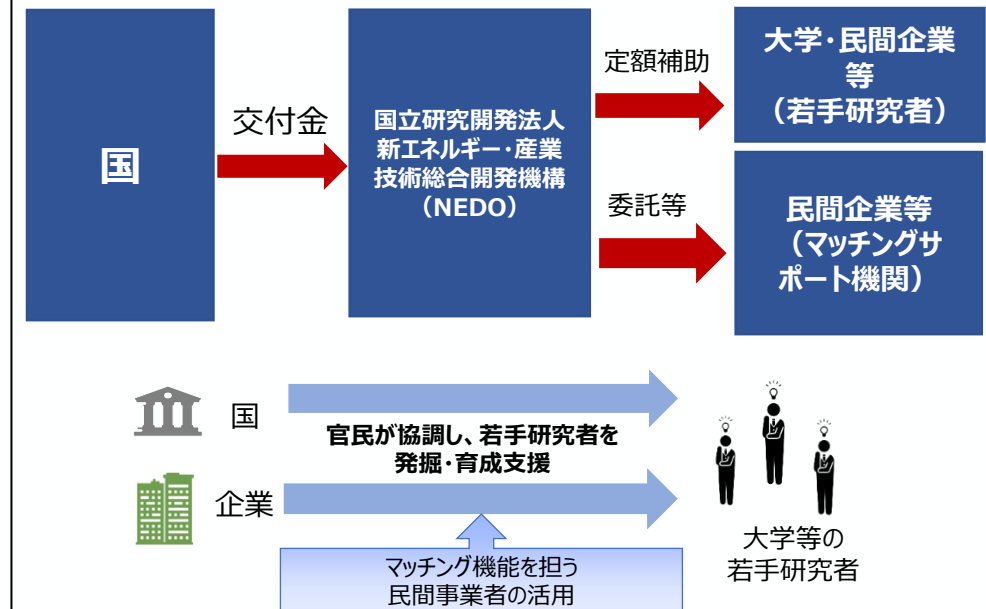
事業概要

若手研究者の技術シーズと企業のニーズのマッチングをサポートする機関を設置し、若手研究者の産学連携への取り組みに対して伴走支援を行う。併せて、若手研究者が産学連携に向けて自身の研究をブラッシュアップするための研究費を支援する。

また、若手研究者と民間企業との共同研究等を促進するため、若手研究者に対して共同研究費を支援する。

さらに、**企業と連携して産業界のニーズを踏まえた研究人材の育成（学位授与）につながる研究開発に取り組む大学等に対して共同研究費を支援する。**

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

- 令和2年度から令和12年度までの事業であり、
- ・短期的には、令和8年度までに、マッチングサポートフェーズにおける採択テーマのうち企業との共同研究等の実施に繋がった件数の割合を30%以上にするを目指す。
 - ・中期的には、令和12年度までに補助終了テーマにおける平均特許出願件数を1件創出することを目指す。
 - ・長期的には、令和17年度までに、実用化に至った研究テーマの採択件数に占める比率を7.5%以上にするを目指す。

令和7年度補正予算（103億円） ※採択大学の交付申請額の累計：約45億円

新潟大学

“課題”を“価値”に変革する「フードテック・イノベーション」の研究開発
 <連携先> オイシックス(株)、(株)シダックスフードサービス、Future Food Fund (株)

新潟県の食産業集積の上に、データ生成・実証基盤を構築し、①未利用食資源の高付加価値化、②おいしさの計測、③食の社会受容性評価のテーマで、食をめぐる課題（未利用食資源・おいしさ設計・社会受容性・人材不足）の解決に挑む。

契約 大学院総合学術研究科 自然科学専攻 修士課程 フードテック・イノベーションプログラム 授与学位：修士（学術、農学、工学）（年間10名）
学科

神戸大学

未来モビリティ共創開発拠点の形成
 <連携先> 川崎重工業(株)

四足歩行ロボットを軸に、次世代モビリティを智能機械システムへ具体化する。大学の計測制御・デジタルツインのシーズと川崎重工業の信頼性設計・統合力を融合し、耐久機体、安定制御、人機協調IF、安全運用・訓練基盤を一体開発する。

契約 大学院横断教育プログラム「未来モビリティ共創コース」 授与学位：修士・博士（工学、システム情報学）（修士：年間20名、博士：年間8名）
学科

東北大学

0→1の発見を1→100の生産につなげる実用プロセス開発拠点の構築
 <連携先> (公社)新化学技術推進協会、(株)日清オイリオグループ、(株)レゾナック、化学素材関連企業 等

化学工学を基盤とする実用プロセス開発拠点を構築し、技術支援、実証環境、人材育成を一体で提供する。ベンチから中間スケールの実証環境を整備して多様な専門家が実用開発、検証、展開まで一貫支援し、量産化・プロセス化を担う人材を育成する。

契約 実用プロセスシステム産学共創大学院プログラム（仮） 授与学位：修士・博士（工学、環境科学）（修士：年間25名、博士：年間40名）
学科

令和8年度当初予算（14億円の内数） ※採択大学の交付申請額の累計：約2億円

東京大学

産学協創による博士人材のディープテック・イノベーション基盤の研究
 <連携先> ソニーグループ(株)

修士博士一貫のスタートアップ教育研究を展開する。ディープテックの社会実装経路や、博士研究と社会実装をつなぐ教育の仕組みの研究を行う。企業との研究開発で、他分野を理解できる研究者育成、目利き力のある産業界の人材育成を行う。

契約 科学技術協創国際卓越大学院教育プログラム 授与学位：博士（工学/理学/農学等）（年間20名）
学科

金沢大学

バイオマスバリューチェーン実装を加速する物質分離・変換・機能化技術の研究開発
 <連携先> (株)ダイセル

バイオマス資源利用による持続可能な資源循環のため、①セルロース基材の金属吸着、②イオン液体を用いたバイオマスの成分分離と高度利用、③太陽光によるCO₂変換技術基盤の開発・社会実装と若手研究者の高度教育を一体的に推進する。

契約 自然科学研究科 物質化学専攻 サステナブル理工学プログラム バイオマス・バリューチェーン分野 授与学位：修士・博士（理学・工学・学術）（修士：年間4名、博士：年間2名）
学科

【経産省説明】

- 1. 検討の背景**
- 2. 「契約学科」の概要**
- 3. 認定制度について**

【NEDO説明】

- 4. 補助金について**
- 5. 経費の処理について**

契約学科認定制度について①

1. 目的

産学が協力して設置・運営する学位の授与を行う教育プログラムを実施する取組のうち、特に優れたものを認定し、その成果及び知見の普及を図ることにより、産学が連携した高度専門人材の育成及び研究開発の推進並びに我が国の産学連携の高度化に資すること。

2. 公募対象

大学等が産業界と協力して設置し、運営する契約学科の取組

＜主な要件＞

- ・学位の授与を行う教育プログラムであること。
- ・産業界と大学等が協力して設置し、運営されるものであること。
- ・人材育成と研究開発を一体的に実施するものであること。
- ・中長期的に継続して運営される計画を有すること。



3. 受付期間

令和8年10月6日（火）から令和8年11月4日（水）12時まで

＼申請書様式などを掲載した公式HPはこちら／

契約学科認定制度について②

4. 審査及び認定

- ・ 経済産業省が開催する有識者会議の意見を踏まえ、経済産業省が認定します。
- ・ 要件への適合性に加え、人材育成計画、研究開発内容及び産業界との連携体制について、特に優れていると認められる取組を認定します。
- ・ 産業界との連携について一層の取組の検討が必要と考えられる提案については、「認定候補」の扱いとし、必要な取組が確認された際には認定することとします。

5. 認定後の取扱い

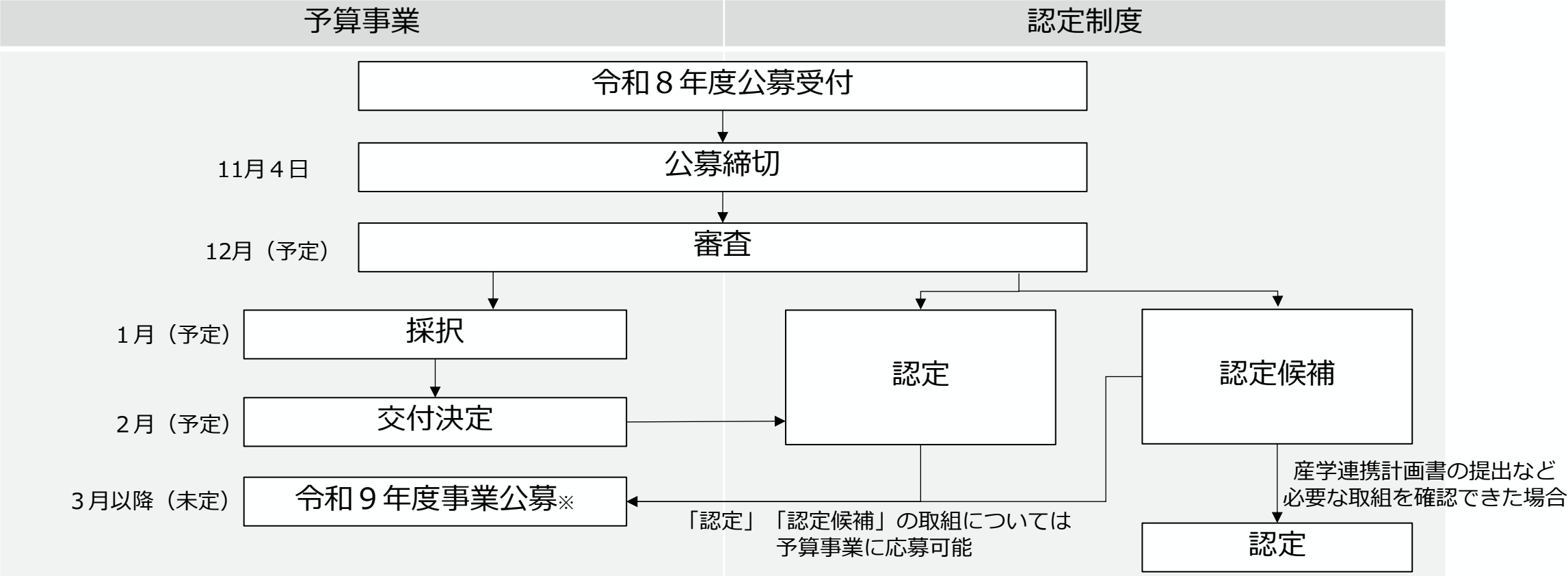
- ・ 認定の有効期間は、認定を受けた年度を含む10年度間
- ・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）が令和9年度以降に実施する、「契約学科」を要件とする研究開発に対する支援事業においては、**本認定制度において契約学科の認定を受けた取組（または「認定候補」となった取組）を、契約学科の要件を満たすものとして取り扱うことを予定しています。**

※令和9年度以降に事業を実施することを確約するものではありません。

契約学科認定制度について③

認定プロセスと予算事業の関係性

- 契約学科の要件に一定の適合性が認められるものの、大学等と企業等が連名で提出する「産学連携計画書」の提出など、産業界との連携について一層の取組の検討が必要と考えられる提案については、「認定候補」の扱いとし、別途所定の期限までに必要な取組が確認された際に認定します。
- 令和9年度以降の予算事業への応募にあたっては、予め本認定制度により認定を受けることが必要になります。令和9年度当初に認定（または認定候補）を受けるためには、今回の公募において審査を受けることが必要となりますので、ご注意ください。



※令和9年度以降に事業を実施することを確約するものではありません。

【経産省説明】

1. 検討の背景
2. 「契約学科」の概要
3. 認定制度について

【NEDO説明】

4. 事業概要
5. 審査プロセス・留意点



官民による若手研究者発掘支援事業(若サポ)/契約学科型
ディープテック・スタートアップ支援基金/
科学とビジネスの近接化時代の大規模産学連携拠点形成事業
の公募について

2026年10月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
フロンティア部 産学連携推進ユニット

目 次

4-1. 全体像

4-2. 事業概要(拠点形成事業)

4-3. 事業概要(若サポ事業／契約学科型)

5. 審査プロセス・留意点

4-1. 全体像

(1)NEDOについて

NEDOとは？

- NEDOは、「持続可能な社会の実現」に必要な技術開発の推進を通じて、イノベーションを推進する、国立研究開発法人です。
- リスクが高い革新的な技術の開発や実証を行い、成果の社会実装を促進する「イノベーション・アクセラレーター」として、社会課題の解決を目指します。

NEDOのミッション

【 エネルギー・
地球環境問題の解決 】

【 産業技術力の強化 】

(2) 両事業の関係性

- ・両事業は、公募・採択・事業開始を同時に行います。
- ・両事業について同時に提案することも可能ですが、採択は1事業のみとなります。

事業名	科学とビジネスの近接化時代の大規模産学連携拠点形成事業	官民による若手研究者発掘支援事業(契約学科型)
予算	R7年度補正予算 DTSU基金	R8年度当初予算 NEDO交付金
予算額	102.9億円の内数	14億円の内数
補助対象者	大学等(大学、大学共同利用機関、高等専門学校)	大学等(大学、高等専門学校)
補助金額	戦略型:最大25億円(3年) 地域型:最大10億円(3年) (補助率2/3以内)	最大1億円/年(補助率2/3以内)
採択予定件数 (予算の範囲内)	8件程度(3件採択済)	5件程度(2件採択済)
期間	最大3年度	最大6年度(当初交付期間は最大2年度)
契約学科の有無	加点	必須
建物建設	対象	対象外
補助対象費用	本事業の大学等の研究開発等のNEDO補助事業の目標達成に必要な費用。教育費は対象外。	

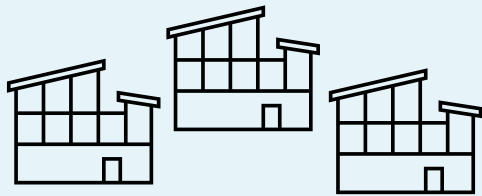
4-2. 事業概要(拠点形成事業)

(1)全体スキーム(拠点形成事業)

- 大学等と産業界が連携して実施する社会実装を見据えた研究開発を支援することにより、ディープテック・スタートアップの創出の拡大とそれらの創出に繋がる環境整備、産学連携のすそ野の拡大を推進し、大学等を中心として科学技術・資金・人材が集結・循環する産学連携拠点を形成する。



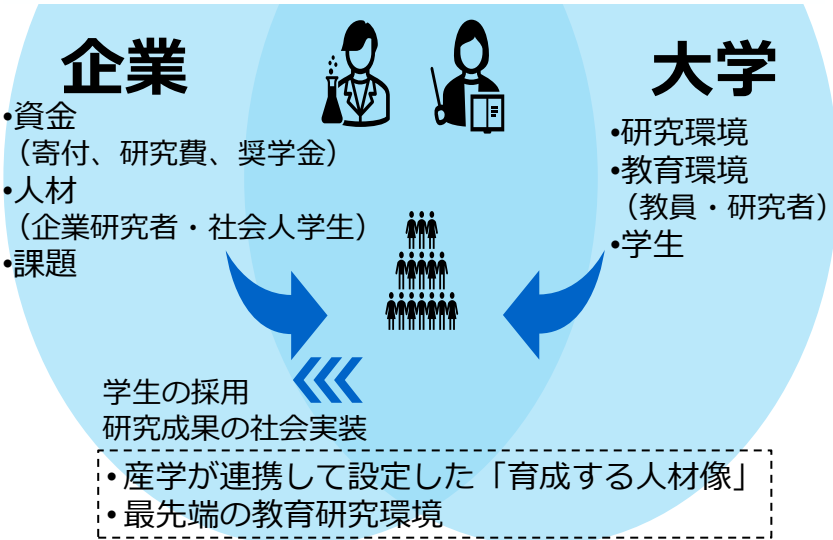
産学連携拠点の形成
スタートアップエコシステムの促進



建物建設・
改修が可能



契約学科(加点)



(2)事業概要

	類型①: 国家戦略技術領域研究	類型②: 地域産業技術領域研究
概要	国家戦略技術領域(※1)において大学等が実施する研究開発であり、革新的な技術の研究開発の実施や高度な人材の養成及びそのための環境整備を行うもの ※1 第7期科学技術・イノベーション基本計画において示された国家戦略技術領域(①AI・先端ロボット関連技術、②量子関連技術、③半導体・通信関連技術、④バイオ・ヘルスケア関連技術、⑤宇宙関連技術) なお、フュージョンエネルギー関連技術は、補助対象外技術領域のため除く。	地域の産業・大学等の特性を生かした領域において大学等が実施する研究開発であり、革新的な技術の研究開発の実施や高度な人材の養成及びそのための環境整備を行うもの
形態	補助(2/3以内)	
期間	予算措置期間:最大3年度(2026～2028年度)	
規模	補助額:最大25億円/件 事業規模下限:15億円/件	補助額:最大10億円/件 事業規模下限:7.5億円/件

※1つの提案を、二類型に同時に応募することが可能ですが、受給はどちらか一類型のみとなります。

(3)事業全体のアウトプット・アウトカム目標

【アウトプット目標】

採択された大学等において、補助対象期間中に大学等が実施する社会実装を見据えた研究開発、ディープテック・スタートアップ等を含む企業との産学連携等、産学連携が進展するプロジェクトが新たに採択件数以上創出されること

【アウトカム目標】

- ・採択された大学等の拠点の技術を活用する等して創出されるディープテック・スタートアップ数について、採択年度における年度内創出件数と比較して、2032年度における年度内創出件数を2倍以上にすること
- ・採択された大学等においてディープテック・スタートアップ創出に繋がる研究開発及びそのための環境整備を推進する観点で、大学等が本事業において実施する当該取組に関連し、採択年度から2032年度にかけて、産業界等から獲得する資金額を50億円以上増加させること

出典:ディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針

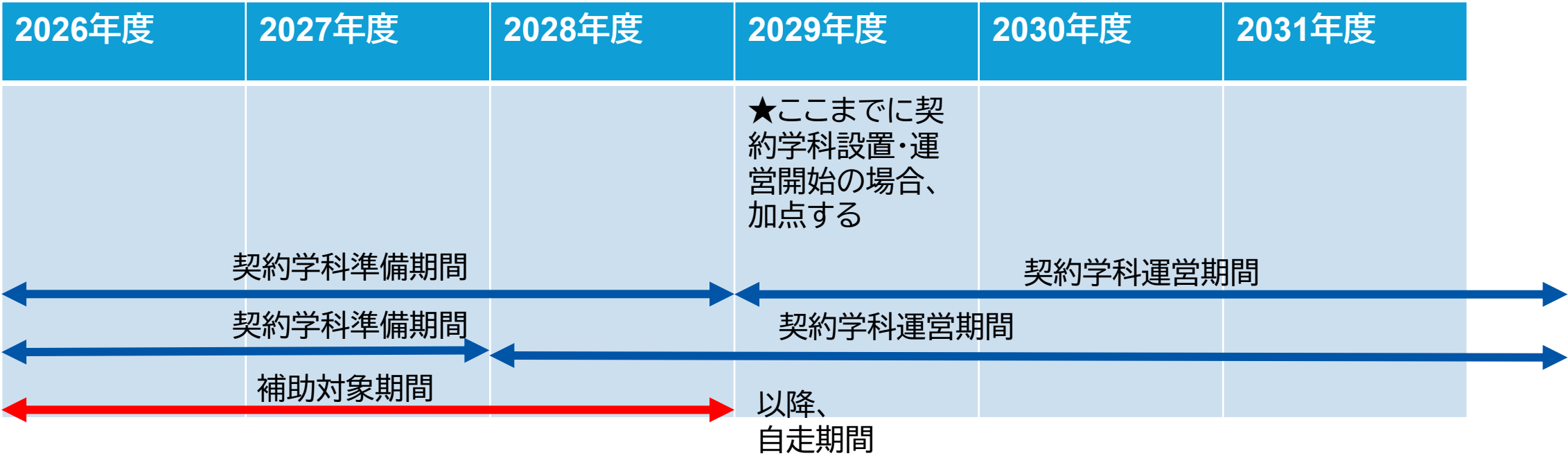
(4)研究開発の方向性

- NEDO事業のため、大学と企業等とで連携して研究開発をしていただき、研究開発を社会実装に繋げることが事業の根幹的な目的となります。
- その他、本事業の目標を立てられるうえで、以下の点にご留意ください。
 - ・産学連携先の産業界と中長期に連携いただいたうえで、大学等と産業界が連携して研究開発を実施すること。(応募要件とする産業界との産学連携は、交付決定日以降に新たな研究開発計画(研究開発テーマ、期間、産学連携にかかる費用等)として開始されるもののみです。)
 - ・研究開発のみならず、ディープテック・スタートアップの創出・育成につながる環境整備や、人材育成なども含め、大学等を中心として科学技術・資金・人材が集結・循環する産学連携拠点を形成すること。
 - ・産学連携先の企業等との適切な役割分担により、研究開発から事業化まで進める計画を立てること。
 - ・大学等の中で、研究開発の実施に必要な環境(研究者、研究支援の人員、研究施設設備など)を有したうえで、本事業の補助期間終了後も、採択された大学等において、産業界との連携のもと、継続できること。
 - ・本事業の補助金だけでなく、産学連携先の企業等からの研究資源の提供(共同研究費や現物寄附等)を組み合わせ、効果的に研究開発を進めることができる計画とすること。

(5)標準的なスケジュール

- 補助対象期間は、最大3年度。
- 2029年4月までに契約学科を設置し、運営する提案の場合、加算対象となる。
- 第1回公募と事業の終期は変わりません。

補助対象期間中の契約学科設置・運営開始(一例)



(6)補助対象事業者

交付先となる大学等(主任研究者及び登録研究員が所属する機関)は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- i. 以下に該当する大学等であり、当該技術又は関連技術の研究開発の実績・能力を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
 - ・学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する[大学又は高等専門学校](#)
 - ・国立大学法人法(平成15 年法律第112 号)第2条第4項に規定する[大学共同利用機関](#)
- ii. 補助事業を的確に遂行するのに必要な資金の調達が見込めること。
- iii. 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iv. 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- v. 当該補助事業者が交付決定までに、産学連携を実施する産業界との間で「[産学連携計画書](#)」を策定し、[産学連携による研究開発を実施できる体制を有すること](#)。
- vi. 当該補助事業者が遂行する補助事業が、別途定める基本方針を達成するために十分に有効な研究開発を行う者であること。
- vii. 補助対象期間及び補助対象期間終了後に事業化までを見据えた研究開発を産業界とともに実施する者であること。また、その実施に必要な計画・能力を有すること。
- viii. 補助対象期間終了後の事業化を達成するために、補助対象期間中からディープテック・スタートアップの創出及びそれらが実施する事業化に向けた研究開発に繋げる環境を整備する者であること。
- ix. 本事業の研究開発成果が我が国の経済に貢献するよう、産学連携先の企業等と知的財産権等の取り扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

(7)研究者の要件

提案者(主任研究者)は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- i. 補助事業の責任者(主任研究者)となること。
- ii. 日本国内に所在する大学等に在籍する研究者であり、交付決定までに、補助金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていること。
- iii. 補助期間中は日本国内に居住し、当該補助事業に従事できること。
- iv. 提案時点で産業界と産学連携の検討がされており、交付決定後すぐに産業界との産学連携による研究開発に着手できること。
- v. 補助事業の実施にあたって、所属する機関の産学連携部門等と連携し、協力を得られる体制を構築できること。

研究員として登録される者(登録研究員)は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- i. 所属部署等の長が研究開発能力を有すると認めた者であり、交付決定までに、補助金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約等が締結されていること。
- ii. 補助期間中は日本国内に居住し、当該補助事業の研究開発に実質的に従事できること。

(8)産学連携先に求める事項

- 事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有する民間企業、技術研究組合、一般財団法人、一般社団法人が対象です。
- 採択決定後、補助金交付に関する各種書類申請時に産学連携先の企業等と連名で「ディープテック・スタートアップ支援基金／産学連携拠点形成費補助金に係る産学連携計画書」を提出いただきます。
- 交付申請時に「産学連携計画書」を提出いただけない場合、採択が決定しても補助金交付を決定できません。
- 事前に「産学連携計画書」の内容をご確認ください。
- なお、補助対象期間中に、産学連携計画書が解消された場合、補助事業は中止となります。
- また、採択した案件に関しては、事業者名、事業概要(産学連携先機関名含む)を NEDO のウェブサイト等で公表します。公表に同意いただけない場合は、採択決定を取り消す場合があります。

(9)補助対象費用 ①概要

- ・本事業は、「ディープテック・スタートアップ支援基金／産学連携拠点形成費補助金交付規程」及び事務処理マニュアルに沿って実施します。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html

事務処理マニュアル | NEDO

■ 補助対象となる費用

- ・本事業に必要な費用のうち、[交付規程に定める直接経費及び間接経費の範囲](#)。
- ・研究開発に従事した人件費は計上できますが、学生への奨学金や授業料、また授業の実施時間の人件費等は計上できません。
- ・提案書に記載いただいた額以上は申請いただけません。

■ 補助金額

- ・前述のとおり。
 - *採択決定後に提出いただく「交付申請書」に基づき、交付決定します。
 - 支払額は交付規程に定めるとおり、精算払にて確定します
(交付先となる大学等からの本事業に要する支出についてその実績を検査して確定)。
 - ただし必要に応じて年4回の概算払が可能です。

■ 補助率 *変更する場合、加点あり。後述。

- ・[2/3以内](#)

(9)補助対象費用 ②拠点建設について

- 本事業では、新たに施設を建設又は既存施設を改修する場合、本事業の研究開発に必要な費用を、土木・建築工事費として費用計上することが可能です。
- ただし什器・植栽等の研究開発に直接必要のない費用については計上不可とします。
- 施設のセキュリティ管理上必要な場合は計上可能となる場合もありますので、計上が悩ましい場合はNEDOに都度ご相談ください。
- なお、費用計上できるものは、本事業の目標を達成するために必要な、研究開発など(補助対象期間中に実施するもの)に関する費用であって、研究開発などに直接必要な費用のうち、本事業に専用として使用する(汎用のもの、本事業以外にも使用するものは補助対象外です。)ものです。補助対象期間中の研究開発などに用いて、補助対象期間中に一定の成果を生み出すものを計上してください。

(9)補助対象費用 ③外部資金獲得 <契約学科なし>

補助対象費用(研究開発費)	
補助金交付申請額 補助率2/3以内 補助額上限あり	補助金交付申請額 以外の額 大学等の自己負担 (※1、2)

※1 一旦、「大学等の自己負担」は可能。
「大学等の自己負担」を上回る外部資金を獲得することが必要。

※2 ※1の「大学等の自己負担」を2032年度までに獲得できない場合、未達率に応じ国庫納付を求める可能性あり。

外部資金の例

- ・企業等からの寄附金、共同研究費
- ・現物出資(施設設備を寄附した場合は残存価値、職員を派遣した場合は人件費を算入)
- ・地方自治体からの交付金等(産学連携先の企業等からの寄附を原資としたもの等。なお、地方自治体からの交付金等のうち本計画に含めることができる金額は、企業等から得る資金額の同額以下。) 等

(9)補助対象費用 ③外部資金獲得 <契約学科あり>

①補助対象期間中

契約学科設置・運営費		
研究開発費 ※補助対象費用		研究開発費以外 (教育費など) ※補助対象費用外
補助金交付申請額 補助率2/3以内 補助額上限あり	補助金交付申請額 以外の額 大学等の自己負担 (※1,2)	外部資金
		獲得すべき外部資金

※1 一旦、「大学等の自己負担」は可能。**但し、「補助金交付申請額以外の額」の中で「契約学科の設置・運営に係る費用」については、毎年度末までに各年度の額の同額を外部資金として獲得する必要がある。「補助金交付申請額以外の額」の残る額は、2032年度までに、外部資金として獲得することが必要。**

※2 ※1の「大学等の自己負担」を2032年度までに獲得できない場合、未達率に応じ国庫納付を求める可能性あり。

②補助対象期間終了後

契約学科設置・運営費	
研究開発費	研究開発費以外 (教育費など)
外部資金	

外部資金の例

- ・企業等からの寄附金、共同研究費
- ・現物出資(施設設備を寄附した場合は残存価値、職員を派遣した場合は人件費を算入)
- ・地方自治体からの交付金等(産学連携先の企業等からの寄附を原資としたもの等。なお、地方自治体からの交付金等のうち本計画に含めることができる金額は、企業等から得る資金額の同額以下。) 等

(9)補助対象費用 ④補助対象期間終了後の資金獲得について

- 本事業の目的に鑑み、大学等が産業界からの投資を呼び込み、産業界と連携して研究開発を進める提案を採択。そのため、「2032年度末までに、補助金交付額の1/2以上の資金を大学等が産業界から得ること」を成果目標とします。

(1)採択時:計画の提出(提案書)

- 産業界からの投資の呼び込み等に係る計画を提出していただき、採択に当たって審査。

(2)補助事業開始後～2032年度:毎年度の状況報告(実績報告書・事業化状況報告書)

- 毎年度実施状況の報告を求める。
- 本目標の達成度合いに含めることができる産業界からの投資の対象は、採択された研究開発テーマに関連する投資のみ。

(3)2032年度末:達成度合いの判定

- 補助事業開始後からの大学等が産業界から得た資金額を合計し、成果目標の達成を判定。
- 達成できない場合、未達率に応じ、補助金交付額の一部に相当する金額の国庫納付を求める場合がある。

(9)補助対象費用 ⑤国庫納付について

- 成果目標「2032年度末までに、補助金交付額の1/2以上の資金を大学等が産業界から得ること」が未達の場合、以下の計算式に則り、納付額を決定し、国庫納付を求める場合があります。

納付額＝補助金交付金額のうち直接経費にかかる金額(※1)×未達率(※2)

※1:NEDO事業においては、補助金交付額のうち、間接経費を除いた額を直接経費とする。

※2:未達率＝(「目標金額」－「補助事業交付の決定を受けた年度の属する事業年度から令和14年度(2032年度)末までの産業界からの投資累計金額」)／「目標金額」

ただし、天変地異や企業等側の経営悪化等、産学連携を継続できないやむを得ない事情であり補助事業者の責めに帰さない理由によるものである場合は納付を求めない。

(10)補助対象技術領域

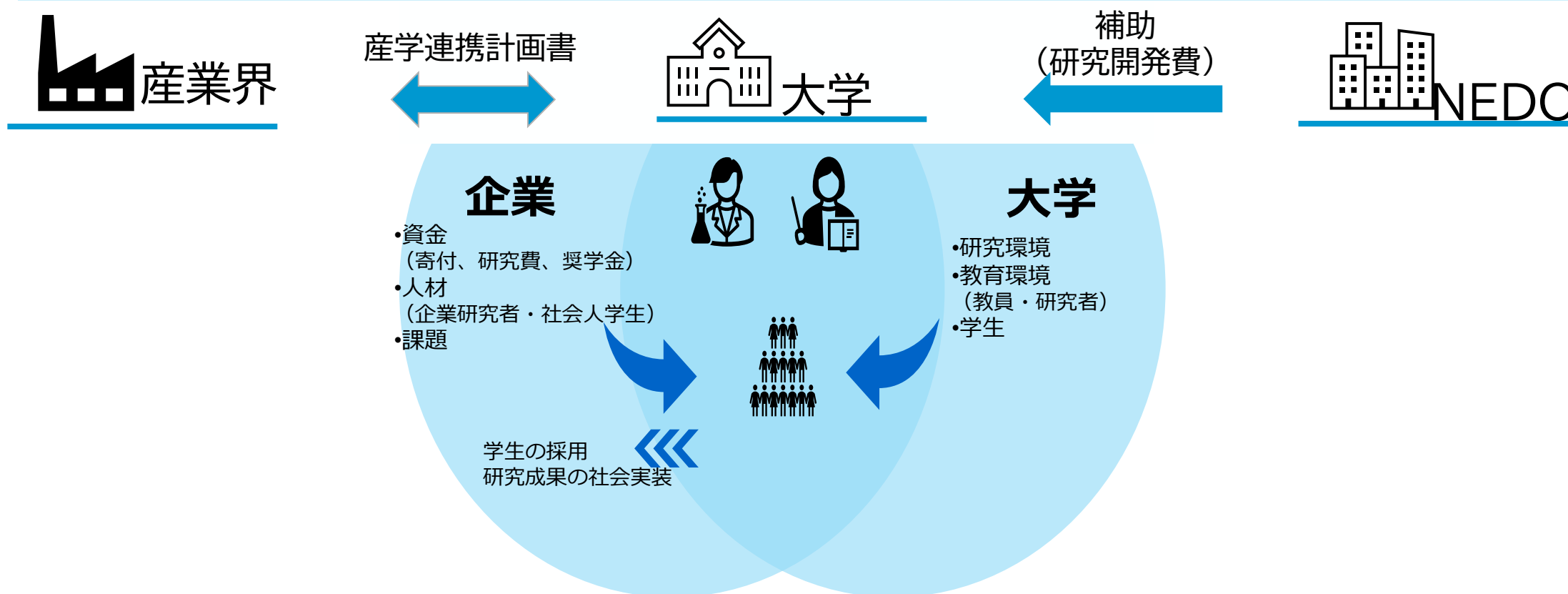
- 類型それぞれで以下のとおり。ただし、原子力技術に係る研究開発は除きます。
- また、医薬・創薬分野、医療機器分野(医薬品や医療機器として、医薬品医療機器総合機構(PMDA)の審査・承認を受けることを前提としたもの)での事業化に事業目的を限定した研究開発は対象外とします。

	類型①： 国家戦略技術領域研究	類型②： 地域産業技術領域研究
技術領域	国家戦略技術領域(※1)であること ※1 第7期科学技術・イノベーション基本計画において示された国家戦略技術領域(①AI・先端ロボット関連技術、②量子関連技術、③半導体・通信関連技術、④バイオ・ヘルスケア関連技術、⑤宇宙関連技術) なお、フュージョンエネルギー関連技術は補助対象外技術領域のため除く。	鈇工業技術(例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、航空宇宙等)であること。

4-3. 事業概要(若々事業／契約学科型)

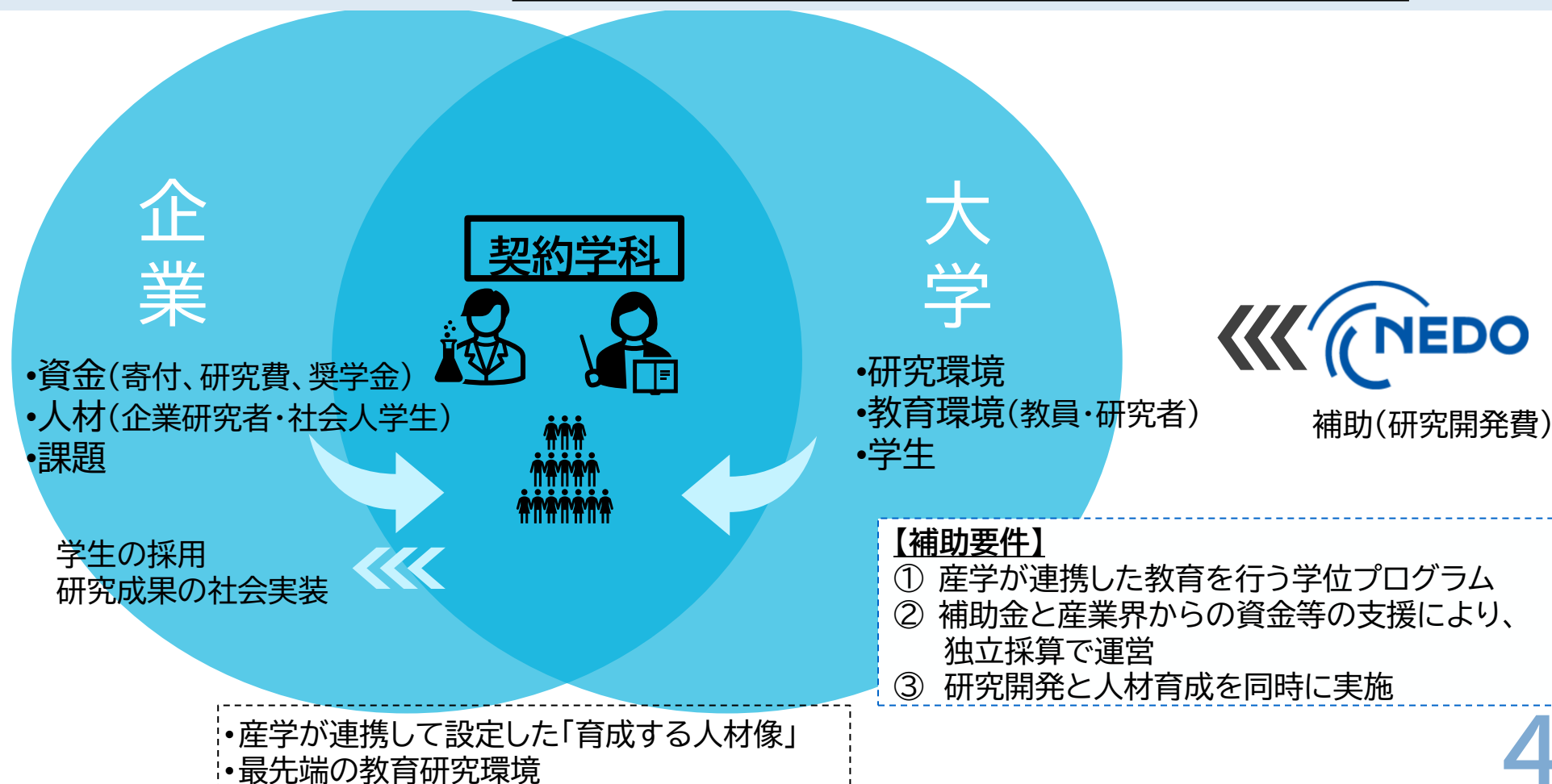
(1) 全体スキーム

- 大学等が産学連携による研究開発を行うとともに、学位プログラム(以下「契約学科」という。)を産業界とともに設置・運営することに係る産学連携計画書を策定することで、産学連携先である産業界等から大学等に産学連携費が支払われることを条件に、実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究を実施するものについて補助する。
- 産業界との産学連携は、交付決定日以降に新たな研究開発計画として開始されるもののみ。



(再掲)契約学科とは

- 産業界で活躍できる人材を育成するため、産学が協力して設置・運営する学位の授与を行う教育プログラム。
- 産学が連携して教育カリキュラムを制定。10年以上継続してプログラムを安定的に運営。
- 共同研究費・社員派遣・奨学金などの形で、企業が大学に対し、教育研究のためのリソースを提供。



(2)事業全体のアウトプット・アウトカム目標

【アウトプット目標】

補助事業期間終了時点において、当該研究開発テーマに参画した若手研究者1人当たりの学位論文(またはこれに代わる研究成果物)件数を平均1件以上とすることを目標とする。

【アウトカム目標】

補助事業期間終了後5年後の時点で、実用化に至った研究開発テーマが採択件数の7.5%以上になることを目標とする。

出典:官民による若手研究者発掘支援事業 基本計画

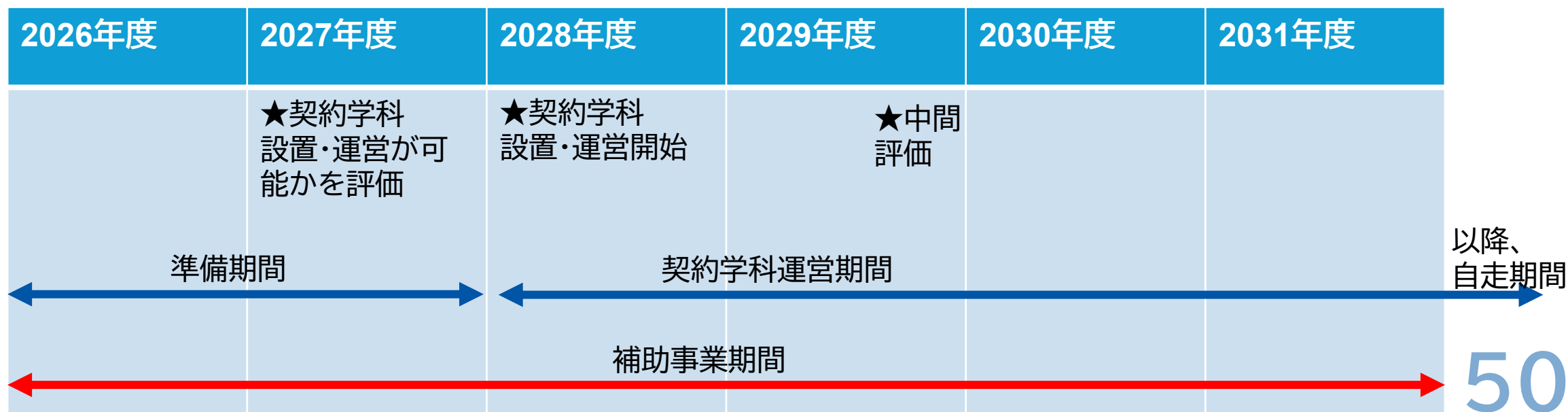
(3)研究開発の方向性

- NEDO事業のため、大学と企業等とで連携して研究開発をしていただき、研究開発を社会実装に繋げることが事業の根幹的な目的となります。
- その他、本事業の目標を立てられるうえで、以下の点にご留意ください。
 - ・産学連携先の産業界と中長期に連携し、大学等と産業界が連携して研究開発を実施すること。
 - ・産業界が資金及び人的資源を提供し、契約学科を設置・運営するという目的に照らし、研究開発のみならず、産学連携を志向する若手研究者の創出・育成につながる環境整備や人材育成まで含めた取組となっていること。
 - ・産学連携先の企業等との適切な役割分担により、研究開発から実用化まで進める計画を立てること。
 - ・大学等の中で、研究開発の実施に必要な環境(研究者、研究支援の人員、研究施設設備など)を有したうえで、本事業の補助期間終了後も、採択された大学等において、産業界との連携のもと、継続できること。
 - ・本事業の補助金だけでなく、産学連携先の企業等からの研究資源の提供(共同研究費や現物寄附等)を組み合わせ、効果的に研究開発を進めることができる計画とすること。
 - ・契約学科については、当該補助事業の研究開発と連動しつつ、要件を満たしていること。

(4)標準的なスケジュール

- 補助事業期間は、最大6年度(当初交付期間は最大2年度)。
- 2028年4月までに契約学科を設置し、その後、運営することが要件となります。
2028年4月までに契約学科の設置・運営が可能かどうかを評価し、事業継続の可否を判断します。
- また、契約学科の設置・運営開始後2年度目下半期に、外部有識者による中間評価を実施。研究開発実施内容の見直しや、研究開発の中止(事業の中止)など、その後の補助事業継続の可否を判断します。
- 第1回公募と事業の終期は変わりません。

補助事業実施期間中の契約学科設置・運営開始と中間評価の時期(一例)



(5)補助対象事業者

交付先となる大学等(主任研究者及び登録研究員が所属する機関)は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- i. 以下に該当する大学等であり、当該技術又は関連技術の研究開発の実績・能力を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学又は高等専門学校
- ii. 補助事業を的確に遂行するのに必要な資金の調達が見込めること。
- iii. 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該補助事業者が交付決定までに、産学連携を実施する産業界との間で「産学連携計画書」を策定し、産学連携による研究開発を実施できる体制を有すること。
- v. 当該補助事業者が補助事業を遂行及び補助事業を核とした契約学科を2028年4月までに設置し、その後、運営できる体制を有すること。
- vi. 当該補助事業者が遂行する補助事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行う者であること。
- vii. 補助対象期間中及び終了後に実用化までを見据えた研究開発を産業界とともに実施する者であること。
また、その実施に必要な計画・能力を有すること。
- viii. 本事業の研究開発成果が我が国の経済に貢献するよう、産学連携先の企業等と知的財産権等の取り扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

(6)研究者の要件

提案者(主任研究者)は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (a)補助事業の責任者(主任研究者)となること。
- (b)日本国内に所在する大学等に在籍する研究者であり、交付決定までに、補助金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていること。
- (c)補助期間中は日本国内に居住し、当該補助事業に従事できること。
- (d)提案時点で産業界と産学連携の検討がされており、交付決定後すぐに産業界との産学連携による研究開発に着手できること。
- (e)補助事業の実施にあたって、所属する機関の産学連携部門等と連携し、協力を得られる体制を構築できること。

研究員として登録される者(登録研究員)は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (a)所属部署等の長が研究開発能力を有すると認めた者であり、交付決定までに、補助金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約等が締結されていること。
- (b)補助期間中は日本国内に居住し、当該補助事業の研究開発に実質的に従事できること。
- (c)補助事業開始時から契約学科設置までの期間は、登録研究員に若手研究者(45歳未満)を1名以上登録すること。契約学科設置から補助事業終了時までの期間は、登録研究員の過半数を若手研究者とすること。
- (d)若手研究者が学生である場合は、補助事業者である大学等に在籍し、契約学科を履修していること(契約学科設置までは、契約学科に属する予定であること)。
若手研究者が研究者である場合は、補助事業者である大学等に在籍し、契約学科の教育プログラムの提供に関わる研究室に所属していること。

(7)産学連携先に求める事項

- 事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有する民間企業、技術研究組合、一般財団法人、一般社団法人が対象です。
- 採択決定後、補助金交付に関する各種書類申請時に産学連携先企業と連名で「官民による若手研究者発掘支援事業費補助金に係る産学連携計画書」を提出いただきます。
- 交付申請時に「産学連携計画書」を提出いただけない場合、採択が決定しても補助金交付を決定できません。
- 事前に「産学連携計画書」の内容をご確認ください。
- なお、補助対象期間中に、産学連携計画書が解消された場合、補助事業は中止となります。
- また、採択した案件に関しては、事業者名、事業概要(産学連携先機関名含む)を NEDO のウェブサイト等で公表します。公表に同意いただけない場合は、採択決定を取り消す場合があります。

(8)補助対象費用①

- ・本事業は、「官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程」及び事務処理マニュアルに沿って実施します。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html

事務処理マニュアル | NEDO

■ 補助対象となる費用

- ・本事業に必要な費用のうち、[交付規程に定める直接経費及び間接経費の範囲](#)。
- ・研究開発に従事した人件費は計上できますが、学生への奨学金や授業料、また授業の実施時間の人件費等は計上できません。
- ・提案書に記載いただいた額以上は申請いただけません。

■ 補助金額

- ・1テーマあたり総額900百万円以内(間接経費を含む)
- ・ただしNEDOからの補助金は、1テーマあたり総額600百万円以内、かつ、[100百万円以内／年](#)とします。
*採択決定後に提出いただく「交付申請書」に基づき、交付決定します。
支払額は交付規程に定めるとおり、精算払にて確定します
(交付先となる大学等からの本事業に要する支出についてその実績を検査して確定)。
ただし必要に応じて年4回の概算払が可能です。

■ 補助率

- ・[2/3以内](#)

(8)補助対象費用②

①補助対象期間中

契約学科設置・運営費		
研究開発費 ※補助対象費用		研究開発費以外 (教育費など) ※補助対象費用外
補助金交付申請額	補助金交付申請額 以外の額	外部資金
補助率2/3以内 補助額上限あり	大学等の自己負担 (※1)	

	獲得すべき外部資金
--	-----------

※1 一旦、「大学等の自己負担」は可能。**但し、毎年度末までに、各年度の「補助金交付申請額以外の額」と同額を外部資金として獲得する必要がある。**

②補助対象期間終了後

契約学科設置・運営費	
研究開発費	研究開発費以外 (教育費など)
外部資金	

外部資金の例

- ・企業等からの寄附金、共同研究費
- ・現物出資(施設設備を寄附した場合は残存価値、職員を派遣した場合は人件費を算入)
- ・地方自治体からの交付金等(産学連携先の企業等からの寄附を原資としたもの等。なお、地方自治体からの交付金等のうち本計画に含めることができる金額は、企業等から得る資金額の同額以下。) 等

(9)補助対象技術領域

- ・経済産業省所管の鉱工業技術(例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等)に係る研究開発を行うものは対象です。
- ・ただし、原子力技術に係る研究開発は除きます。
- ・また、医薬・創薬分野、医療機器分野(医薬品や医療機器として、医薬品医療機器総合機構(PMDA)の審査・承認を受けることを前提としたもの)での実用化に事業目的を限定した研究開発は対象外とします。

- 現時点でシーズ技術の具体的な応用先が決まっていなくても構いませんが、想定される実用化イメージを提案書において示してください。
- 成果発表等の際には、本事業により支援を受けたことを必ず表示してください。他の研究開発での成果と併せて発表を行う場合も同様です。

5. 審査プロセス・留意点

(1)応募方法

- ・「府省共通研究開発管理システム」(e-Rad)で提案する課題を登録し、下記の書類をアップロードして申請してください。

《提出書類》

- 提案書 (WORD⇒PDFに変換)
- 資料一式 (WORD⇒PDFに変換)

※「別添2:主任研究者研究経歴書」
「別添3:利害関係の確認について」
「別添4:情報管理体制の確認票」
「別添5:事業概要資料」を含む。

《提出先》 e-Rad

契約学科型:「官民による若手研究者発掘支援事業／契約学科型」
拠点形成事業:「ディープテック・スタートアップ支援基金／科学とビジネスの近接化時代の大規模産学連携拠点形成事業」

《提出期限》 2026年11月4日(水)正午<厳守>

※提出期限直前はe-Radへのアクセスが集中する可能性もあります。余裕をもってご提出ください。

《問い合わせ先》 契約学科型:NEDO 契約学科担当 wakate-contact@nedo.go.jp
拠点形成事業:NEDO 拠点形成事業担当

(2)事業開始までのプロセス



- 2事業は、公募・審査・採択を一体的に実施します。
- 公募締切後、外部有識者による審査及びNEDO内に設置する契約・交付審査委員会による総合的な審査を行い、採択を決定します。
(審査の内容によって、実施内容や補助対象費用に条件を付す場合があります。)
- 採択決定された提案については、NEDOから提案者に通知します。不採択の場合も、不採択理由を添えてその旨を通知します(2026年12月下旬～1月中旬を予定)。採択が決定された提案に関しては、補助事業者名(所属機関名)、研究開発テーマ名、産学連携先の情報をNEDOウェブサイト公表します。
- 採択決定後、事業毎の「交付規程」に定める以下の様式を提出いただき、NEDOからの交付決定通知日をもって事業開始となります(それ以前の経費は補助対象とはなりません)。

拠点形成事業：補助金交付申請書、補助事業実施計画書、事業化計画書、産学連携計画書

若サポ事業／契約学科型：補助金交付申請書、補助事業実施計画書、実用化計画書、産学連携計画書

(3) 応募に関する留意点

- a. e-Radからの応募のみとなります。
e-Radの所属研究機関の登録手続きには、2 週間以上掛かる場合があるため、余裕を持って登録手続きを行ってください。
- b. 契約学科を含んだご提案をされる場合、経済産業省が実施する認定制度へ同時に応募していただく必要がありますので、提案書に記載のある経済産業省が実施する認定制度へ同時に応募することへの「同意」に関するチェックボックスに「✓」を、お願いいたします。
- c. 提案書の作成にあたっては、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/guideline.html)を活用して共同研究等の実施計画を策定してください。
- d. 提案書の内容は原則非公開としますが、情報公開等により開示される可能性もあるため、秘匿したい内容は記載しないでください。
提案書の提出前に、提案書の記載内容について産学連携先に確認してください。
- e. 応募要件とする産学連携は、交付決定日以降に新たな研究開発計画として開始されるもののみです。
※既に産学連携を行っている企業と実施するものについては、これまでのものと当該補助事業への提案内容を分けて整理し、新たな研究開発計画(テーマ、期間、契約額等)として「産学連携計画書」を作成してください。
- f. 採択に至った場合でも、審査の結果により提案内容、提案額について条件を付すことがあります。
- g. 提案の段階では産学連携先との産学連携に係る契約を締結しておく必要はありませんが、採択された場合には、速やかに産学連携が実施できる体制を整えてください。
- h. 提案書には枚数制限があります。必ず提案書様式1枚目の「提案書作成上の注意」をご確認ください。

(4) 審査基準

- 審査基準は以下のとおりです。詳細は公募要領をご確認ください。
- なお、採択審査にあたり、以下の要素について加点を行います。
 - ＜科学とビジネスの近接化時代の大規模産学連携拠点形成事業＞
 - ・【1割未満加点】J-Innovation HUB選抜拠点が参画する場合(契約学科の提案を含まない場合のみ)
 - ・【1割強加点】契約学科の設置・運営を含んだテーマを実施する場合
 - ・【1割未満加点】補助率について、より低い補助率を適用する場合
ただし、適用補助率は、2/3、1/2、1/3のいずれかとする
なお、提案時に選択された補助率は、補助対象期間終了まで変更することはできません。
 - ＜官民による若手研究者発掘支援事業／契約学科型＞
 - ・【1割未満加点】以下の内容が提案に含まれる場合。
地方・地域が有する産業上の強みの高度化及び活性化に資する教育カリキュラムを制定。
また、当該カリキュラムによって、地域に根差しつつもグローバルに活躍できる人材育成を行う場合。

(4) 審査基準—拠点形成事業—

審査基準		契約学科有 (J-イノベ)	契約学科有 (一)	拠点のみ (J-イノベ)	拠点のみ (一)
事業の 適合性	本事業の趣旨である「大学等と産業界が連携して実施する研究開発」に合致しており、その実現のために、産学連携先の産業界との中長期の連携が可能であると見込まれるか。	○	○	○	○
	研究開発のみならず、ディープテック・スタートアップの創出・育成につながる環境整備や、人材育成なども含め、大学等を中心として科学技術・資金・人材が集結・循環する産学連携拠点を形成するという目的に合致しているか。				
研究開発 の優位性	提案内容に係る解決したい課題を明確に定め、そのための研究開発の内容や、研究成果の社会実装に向けた方法、そのスケジュールが提案されているか。				
	研究開発の内容は、新規性、優位性又は特色のある内容となっているか。				
計画の 妥当性	提案のもととなる研究開発に関する大学等のこれまでの実績から、提案内容が実現可能であると考えられるか。				
	本事業の成果目標(採択した大学等全体の実績を合算して、①採択大学等の産学連携拠点の大学発ディープテック・スタートアップ創出実績を2倍以上にすること、②産業界等から採択大学等に対する投資額を50億円以上増加させること。)に対して、大学等が寄与することができる計画となっているか。				
事業化 計画	産学連携先の企業等との適切な役割分担により、研究開発から事業化まで進める計画となっているか。				
	研究成果の事業化により、どのような製品・サービス等が提供されるか明確化されているか。				
実施体制 ・能力	大学等は、研究開発の実施に必要な環境(研究者、研究支援の人員、研究施設設備など)を有しているか。				
	本事業の補助期間終了後も、採択された大学等において、産業界との連携のもと、継続できる計画となっているか。				
提案の 経済性	提案を進める上で真に必要な経費のみ計上した資金計画となっており、中長期的に実現が可能と見込まれるか。				
	本事業の補助金だけでなく、産学連携先の産業界からの研究資源の提供(共同研究費や現物寄附等)を組み合わせ、効果的に研究開発を進めることができる計画となっているか。				
安全保障貿易管理に関する取組					
【加点】 契約学科	【契約学科の要件】に合致する「契約学科」を含めた提案であるか	○	○	—	—
【加点】 補助率	本事業の補助率について、2/3より低い補助率を適用する場合	○	○	○	○
【加点】 J-イノベ	経済産業省において企業とのオープンイノベーションのハブとして評価・選抜している「地域オープンイノベーション拠点選抜制度(J-Innovation HUB)」選抜拠点が参画して実施する研究開発の場合	—	—	○	—

(4) 審査基準—若サポ事業／契約学科型—

審査基準	
事業の適合性	本事業の趣旨である「大学等と産業界が連携して実施する研究開発」に合致しており、その実現のために、産学連携先の産業界との中長期の連携が可能であると見込まれるか。
	産業界が資金及び人的資源を提供し、契約学科を設置・運営するという目的に照らし、研究開発のみならず、産学連携を志向する若手研究者の創出・育成につながる環境整備や人材育成まで含めた取組となっているか。
研究開発の優位性	提案内容に係る解決したい課題を明確に定め、そのための研究開発の内容や、研究成果の社会実装に向けた方法、そのスケジュールが提案されているか。
	研究開発の内容は、新規性、優位性又は特色のある内容となっているか。
計画の妥当性	提案のもととなる研究開発に関する大学等のこれまでの実績から、提案内容が実現可能であると考えられるか。
	本事業の成果目標に対して、大学等が寄与することができる計画となっているか。
実用化計画	産学連携先の企業等との適切な役割分担により、研究開発から実用化まで進める計画となっているか。
	研究成果の実用化により、どのような製品・サービス等が提供されるか明確化されているか。
実施体制・能力	大学等は、研究開発の実施に必要な環境(研究者、研究支援の人員、研究施設設備など)を有しているか。
	本事業の補助期間終了後も、採択された大学等において、産業界との連携のもと、継続できる計画となっているか。
提案の経済性	提案を進める上で真に必要な経費のみ計上した資金計画となっており、中長期的に実現が可能と見込まれるか。
	本事業の補助金だけでなく、産学連携先の産業界からの研究資源の提供(共同研究費や現物寄附等)を組み合わせ、効果的に研究開発を進めることができる計画となっているか。
安全保障貿易管理に関する取組	
契約学科の設置・運営	長期的(10年程度)にわたり、継続して学位プログラムを設置・運営できる安定的な計画となっているか。
	産業界で活躍できる人材を育成するため、産学が連携した教育カリキュラムが制定されているか。
	産業界から大学に対し、社員派遣や奨学金、現物寄附、共同研究費などにより、教育研究のために適切なリソースが提供され、活用されているか。
	契約学科の実施計画が、当該補助事業で実施する研究開発と関連した計画となっているか。
【加点】	地方・地域が有する産業上の強みの高度化及び活性化に資する教育カリキュラムを制定する。 また、当該カリキュラムによって、地域に根差しつつもグローバルに活躍できる人材育成を行う場合。

(5)e-Radでの提出方法<基本情報>



基本情報

研究期間(西暦) 必須

最短研究期間：1年 最長研究期間： 年
(開始) 年度から(終了) 年度まで

研究分野(主) 必須

研究の内容 必須

キーワード 必須

研究の内容を検索 クリア

キーワード 削除

行の追加 選択行の削除

- ・「研究期間(西暦)」の「(開始)」は、「2026」と記入。
- ・「(終了)」は事業期間に合わせて記入。
契約学科型：最長で「2031」
拠点形成事業：最長で「2028」

(5)e-Radでの提出方法<基本情報>

- ・「研究目的」と「研究概要」には、いずれも「提案書に記載のとおり。」と記入。
- ・「研究目的ファイル」と「研究概要ファイル」にはアップロードしない。

研究分野(副)を設定する ▼ 任意項目を表示

研究目的

15文字以内（改行、スペースも1文字でカウント）

あと15文字

名称	形式	サイズ	ファイル名
研究目的ファイル	[PDF (PDF)]	10MB	参照 クリア 削除

アップロード

研究概要

15文字以内（改行、スペースも1文字でカウント）

あと15文字

名称	形式	サイズ	ファイル名
研究概要ファイル	[PDF (PDF)]	10MB	参照 クリア 削除

アップロード

(5)e-Radでの提出方法<基本情報>

・「安全保障貿易管理」はいずれかを選択。
・「申請書類」は、こちらからアップロードすること。

- ・必須:「提案書」
- ・必須:別添2~4(1つのPDFにする)
- ・必須:別添5 事業概要資料
- ・産学連携計画書は任意提出

安全保障貿易管理

本公募は安全保障貿易管理の要件化対象の公募です。
所属研究機関の安全保障貿易管理体制が未整備又は整備中となっているため、以下について回答してください。

「本公募を通じて取得した（する）貨物・技術であって、外国為替及び外国貿易法のリスト規制に該当する貨物・技術を輸出（提供）する予定又は意思はありますか。提供は、国外への提供に加え、非居住者への国内での提供、非居住者の強い影響を受ける居住者への国際での提供を含みます。」

なお、質問に「あり」と回答した場合は、所属研究機関の安全保障貿易管理体制について、外国為替及び外国貿易法第55条の10第1項に規定する「輸出等」又は本事業終了のいずれか早い方までに整備が必要です。また、契約時までに、所属研究機関から、安全保障貿易管理体制を構築する旨の誓約書の提出が必要です。（体制整備に関すること及び誓約書提出については、所属研究機関の事務担当部署に確認してください。）

※安全保障貿易管理の詳細は、次のURLから確認してください。
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無 ? ☐ あり ☒ なし

基本情報-申請書類

	名称	形式	サイズ	ファイル名
参考資料	提案書 必須	[PDF (PDF)]	30MB	参照 クリア 削除
	別添2~4（主任研究者研究経歴書、利害関係の確認書、情報管理体制の確認書） 必須	[PDF (PDF)]	30MB	参照 クリア 削除
	別添5 事業概要資料 必須	[PDF (PDF)]	10MB	参照 クリア 削除
	産学連携計画書	[PDF (PDF)]	10MB	参照 クリア 削除

↑ アップロード

(5)e-Radでの提出方法<研究経費・研究組織>

- ・「直接経費」「間接経費」の欄は、**補助事業全体の総額(3/3)**のうち、直接経費と間接経費をそれぞれに記入。
(NEDOからの補助額(2/3)+大学の自己負担額(1/3))
- ・間接経費は直接経費の30%以内で設定。

基本情報

研究経費・研究組織

個別項目

応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限

	上限	下限
直接経費	(設定なし)	(設定なし)
間接経費	(設定なし)	-

2.年度別経費内訳

大項目	中項目	2026年度	2027年度	合計	
直接経費	直接経費	- 必須	,000 円	,000 円	0 円
	小計		0 円	0 円	0 円
間接経費	間接経費	必須	,000 円	,000 円	0,000 円
合計			0 円	0 円	0 円

(5)e-Radでの提出方法<研究経費・研究組織>

適宜記入

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度の金額と一致するように入力してください。

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費	0 円	0 円	0 円
間接経費	0 円	0 円	0 円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

[+ 行の追加](#)
[- 選択行の削除](#)

研究者 を検索	研究者番号 生年月日 氏名（年齢）	研究機関 部局 職/職階 必須	専門分野 学位・取得年月 日・大学 役割分担 必須	直接経費 間接経費 ? 必須	エフ ォ ー ト (%) 必須	閲覧・ 編集権限	削除	移動
	代表者 XXXXXXXX YYYY/MM/DD ○○ ○○○ (XX歳) (△△△△ △△△△)	○○機関 ○○部局 ▼ ○○長/○○クラス	☒ ○○学位・ YYYY/MM/ DD・○○ 大学	,000 円 ,000 円				

[+ 行の追加](#)
[- 選択行の削除](#)

(5)e-Radでの提出方法<研究経費・研究組織>

適宜記入

研究組織内の連絡事項を登録する				▼ 任意項目を表示	
研究代表者 氏名	(フリガナ)	(姓)△△△△	(名)△△△△△△		
	(漢字等)	(姓)〇〇	(名)〇〇〇		
所属研究機関	〇〇研究機関				
住所	〒△△△△△△△△△△△△				
電話番号	XXXXXXXX		FAX番号	XXXXXXXX	
メールアドレス1	XXXXXXXX				
メールアドレス2	XXXXXXXX				
部局	〇〇部局				
職名	xxxxxxx				

(5)e-Radでの提出方法＜個別項目＞

- ・「【研究開発体制】」には、研究開発体制を構成する研究機関を法人名で記入(例:〇〇法人〇〇大学)。
- ・「研究機関1」は、応募する大学等を記入(必須)。
- ・複数機関連名で申し込む場合は、分担研究機関を「研究機関2」以降に記入する。

基本情報	研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況
【研究開発体制】(法人名)			
研究機関1	必須		
研究機関2			
研究機関3			
研究機関4			
研究機関5			
【産学連携費】			
企業が大学等に対して支払う産学連携費	必須	☐ 国等による公的研究費を含んでいない。	
【出口イメージ】			
対象分野	必須	☐ 原子力技術を除く鉱工業技術。医薬・創薬、医療機器は対象外。	

(5)e-Radでの提出方法<応募・受入状況>

適宜記入

基本情報	研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況		
応募・受入状況					
研究者氏名		〇〇 〇〇〇			
本応募での役割		研究代表者			
(1)応募中の研究費					
配分機関名 事業名 (研究期間)	公募名 研究開発課題名 (研究代表者氏名 /研究代表機関名)	役割	応募中の研究経費	エフォート (%)	研究内容の相違点及び他の 研究費に加えて本応募研究 課題に応募する理由
〇〇配分機関 △△△△△事業 (9999年度～9999年度)	△△△△△△△△△△△△△△△△ 〇〇〇〇〇〇〇〇課題 (〇〇 〇〇〇)	研究代表 者	9,999,000 円	99	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (総額 9,999,000 円)
(2)事業実施中および受入予定の研究費					
配分機関名 事業名 (研究期間)	公募名 研究開発課題名 (研究代表者氏名 /研究代表機関名)	役割	年度の研究経費 (申請年度までの研究 経費)	エフォート (%)	研究内容の相違点及び他の 研究費に加えて本応募研究 課題に応募する理由
〇〇配分機関 △△△△△事業 (9999年度～9999年度)	△△△△△△△△△△△△△△△△ 〇〇〇〇〇〇〇〇課題 (〇〇 〇〇〇)	研究代表 者	9,999,000 円 (9,999,000 円)	99	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (総額 9,999,000 円)
(※) みなし計上分課題のエフォート 研究期間が複数年に渡る研究について、継続予定である年度の採択課題が生成されていない場合（前年度採択課題の交付・配分決定が、配分機関で未処理の場合）に、前年度のエフォート値が、当年度の分としてみなし計上されます。					

(5)e-Radでの提出方法<応募・受入状況>

適宜記入

(3)e-Rad外の研究費（他の研究者の情報について、エフォート以外は非表示（-）となります。）

契約の種類	相手機関（相手機関の国名） 制度名 （研究期間）	研究課題名	予算額	エフォート（%）	機密保持 契約締結 有無
-------	--------------------------------	-------	-----	----------	--------------------

(4)その他の活動

項目	エフォート（%）
基盤的経費による研究活動	
教育活動	
社会サービス活動（研究関連、教育関連、診療活動 等）	
その他の職務活動	
小計	

（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）現在の全ての所属機関・役職

（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）現在の全ての所属機関・役職	相手機関の所在地
---	----------

誓約状況

寄付金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与するすべての研究活動に係る透明性確保の為に必要な情報について、関係規定等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

報告していることをe-Radに登録していない「研究者情報」の修正画面より研究インテグリティに関する情報を確認し、誓約状況のチェックボックスをチェックしてください。）

これまでに受けた研究費とその成果

項目	内容	削除
資金制度名	△△制度	☐
研究期間（年度）	9999年度～9999年度	
研究課題名	〇〇〇〇〇〇〇課題	
研究代表者または研究分担者の別	研究代表者	
研究経費（直接経費）	9,999 円	

(6)事業における主な留意点①

- 本事業は補助事業であり、研究開発によって得られた成果は補助事業者に帰属します。ただし、補助事業者に事業成果に基づく収益があった場合は、収益の一部を納付していただきます(補助金適正化法に基づく収益納付)。
- 成果を知財化する場合は、各補助事業者の規定や、大学等と企業の間での取り決めに従って出願してください。ただし、NEDOにおいても事業成果の把握を行う必要があるため、知財化を含め、事業成果を発表または公開する場合、及び事業成果を利用して事業化・製品化する場合は、事前にNEDOに報告するように規定しています。
- 特許出願を含めた事業成果の状況については、年度毎に提出いただく実績報告書、及び補助事業完了年度の翌年以降5年間提出いただく事業化状況報告書(若しくは、実用化状況報告書)にて報告いただきます(補助金をどのように活用したかを報告いただくものであり、技術の詳細を報告いただくものではありません)。また、本事業の終了時評価は原則非公開です。本事業は委託事業ではないため、NEDOへの成果報告書の提出・公開や成果報告会はありません。
- NEDOの補助事業は公費を財源としているため、その成果については広く一般に高い関心が高まっています。本事業についても、我が国の産業技術の発展に貢献することが求められており、積極的に成果の発信を行うことに留意して研究開発を進めてください。ただし、安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定中の場合等は、法令に従って対応してください(公募要領「【別紙】その他重要事項・留意事項 法令遵守、研究不正への対応(2)特許出願の非公開に関する制度の留意点」参照)。

(6)事業における主な留意点②

- 本補助事業の検査では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」、及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」(以下併せて「チェックリスト」という。)を提出している大学等であって、NEDO事業も同様に管理・監査する旨などを記載した「誓約書」及び文部科学省に提出した「チェックリスト」等をNEDOに提出いただいている大学等であっても、[証票類の確認及び実地検査を実施](#)します。
なお、検査時に、産学連携計画書の内容の実施状況についても、確認します。
- 提出された文書等の取扱(秘密保持)については、以下のとおり取り扱います。
NEDOは、提出された提案書等について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
提案書の内容は、秘密保持の義務を遵守した上で、イノベーション政策の発展のため主務官庁である経済産業省、提案書の審査事務の円滑化のため外部機関に共有することがありますので、予めご了承ください。

(7)公募相談の受付

- 本公募への提案を検討されている方向けに、提案内容の公募趣旨・内容への適合性や提案にあたっての疑問点・不明点等について、[事前相談を受け付けています](#)。
- 事前相談をご希望の方は、日時や申し込み方法等をNEDOウェブサイトに掲載していますので、ご確認ください。なお、事前相談のお申し込みは先着順とさせていただきます。申し込みが多数となった場合や申し込みが殺到した場合などは事前相談をお受けできない場合もございますので、余裕を持って早めにお申し込みください。

(8)今後のスケジュール(予定)

- 2026年11月4日:公募締切
- 2026年12月1、3日(予定):採択審査委員会(外部有識者による審査)
※ヒアリング審査を行う場合があります。
- 2026年12月下旬～2027年1月中旬(予定):契約・交付審査委員会
- 2026年12月下旬～2027年1月中旬(予定):採択先決定
- 2027年1月下旬(予定):ウェブサイト公表
- 2027年2月下旬～3月上旬(予定):交付決定

※別途、NEDOからニュースリリース等で事業概要(産学連携先機関名含む)を公表予定

(9) 問い合わせ先

- 本公募の内容に関する質問等は説明会で受け付けます。
- それ以降のお問い合わせは、2026年10月26日(月)17時までに限り、以下の問い合わせ先のE-mailで受け付けます。
- また、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

【問い合わせ先】

契約学科型:NEDO 契約学科担当
拠点形成事業:NEDO 拠点形成事業担当

wakate-contact@nedo.go.jp



ニュースリリースや公募、イベント情報等、様々な最新情報を発信しています。
ぜひフォロー・ご登録をお願いします！



NEDO
(@nedo_info)



NEDO【英語版】
(@nedo_info_en)



NEDO



スタートアップクラブ



NEDO Channel



NEDO PR Channel

